

堺市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(堺市事務分掌規則の一部改正)

第1条 堺市事務分掌規則(昭和47年規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1健康福祉局生活福祉部地域共生推進課支援係の分掌事務を定める部分に次の1号を加える。

(6) 居住安定援助賃貸住宅事業に係る認定の審査及び監督に関すること(福祉に係るものに限る。))。

別表第1建築都市局住宅部住宅施策推進課民間支援係の分掌事務を定める部分中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 居住安定援助賃貸住宅事業に係る認定及び監督に関すること(他の所管に属するものを除く。))。

別表第1建築都市局住宅部住宅施策推進課民間支援係の分掌事務を定める部分中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 終身賃貸事業の認可等に関すること。

(堺市事務決裁規則の一部改正)

第2条 堺市事務決裁規則(昭和36年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第11条生活福祉部長専決事項を定める部分に次の1号を加える。

(4) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)に基づく居住安定援助賃貸住宅事業に係る報告の徴収、立入検査及び改善命令に関すること(福祉に係るもので、重要又は異例なものに限る。))。

第11条住宅部長専決事項を定める部分第11号中「(平成19年法律第112号)」を削り、「の登録」を「に係る登録」に改め、「指示」の次に「、指定、命令」を加え、「及び登録等」を「、検査及び登録等の取消し並びに居住安定援助賃貸住宅事業に係る認定、承認及び認定」に改め、同部分中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく居住安定援助賃貸住宅事業に係る報告の徴収、立入検査及び改善命令に関すること(重要又は異例なものに限り、福祉に係るものを除く。))。

第12条地域共生推進課長専決事項を定める部分に次の1号を加える。

(4) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく居住安定援助賃貸住宅事業に係る報告の徴収、立入検査及び改善命令に関すること(福祉に係るものに限り、重要又は異例なものを除く。))。

第12条住宅施策推進課長専決事項を定める部分第3号中「の登録」を「に係る登

録」に改め、「指示」の次に「、指定、命令」を加え、「及び登録等」を「、検査及び登録等の取消し並びに居住安定援助賃貸住宅事業に係る認定、承認及び認定」に改め、同部分中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく居住安定援助賃貸住宅事業に係る報告の徴収、立入検査及び改善命令に関すること（重要又は異例なもの及び福祉に係るものを除く。）。

（堺市公印規則の一部改正）

第3条 堺市公印規則（昭和42年規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の表住宅行政事務用市長印の項使用区分の欄第7号中「高齢者の居住の安定確保に関する法律」を「住宅施策推進課において処理する高齢者の居住の安定確保に関する法律」に改め、同欄第8号中「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」を「住宅施策推進課において処理する住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に、「の登録」を「に係る登録」に、「又は登録等」を「若しくは登録の取消し又は居住安定援助賃貸住宅事業に係る認定、承認、報告の徴収、立入検査、改善命令若しくは認定」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。